

## 東京都・神奈川県の2011年度特定(産業別)最低賃金額改正に対する 金属労協の見解

2011年12月21日  
全日本金属産業労働組合協議会  
金属労協（IMF-JC）

東京地方最低賃金審議会は、12月20日までに2011年度の特定（産業別）最低賃金の金額改正に関する審議を終了した。本年度は、鉄鋼、はん用機械、電機・精密、輸送用機械、出版の5業種が金額改正の申出を行ったが、使用者側の強硬な反対によって、はん用機械、電機・精密の2業種が「必要性ありに至らず」との結果となった。また、神奈川県においても同様に非鉄・電線が「必要性ありに至らず」となった。

今年度の必要性審議において、使用者側は、2010年度に決定した特定（産業別）最低賃金が2011年度の数値改定後の地域別最低賃金を下回ったことを根拠に、当該産業労使の意向を斟酌することなく「特定（産業別）最低賃金は役割を終えた」と決めつけ、全業種とも「金額改正の必要性なし」との主張を繰り返した。最終的には公益側委員の采配を受け入れたものの、検討委員会報告に「廃止を含めた検討の時期に至っている」との使用者側の意見を記載させるなど、特定（産業別）最低賃金の廃止に最後まで固執を続けた。使用者側は従来から特定（産業別）最低賃金の不要論を主張してきたが、今回の対応は制度の目的・意義をないがしろにするものであり、遺憾であると言わざるを得ない。

特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使がイニシアティブを発揮しながら、労働条件の向上と公正競争の確保を図ることを目的とした制度である。雇用形態の多様化が進展する中で、雇用形態による賃金格差を改善し、同一価値労働同一賃金の観点から均等・均衡待遇の実現を図る上で、重要な意義を持っている。金属労協では、労働組合の社会的な責務として、同じ産業で働く非正規労働者や未組織労働者の賃金の底上げを図るため、企業内最低賃金協定の締結等を通じて、特定（産業別）最低賃金の引き上げに積極的に取り組んできたが、来年度についても、すべての特定（産業別）最低賃金の金額改正を実現するため、全力で取り組んでいく。

なお、今年度の審議経過から、当該産業労使が参加する金額審議の前提である「必要性審議」に当該産業労使の意思が十分に反映されないという制度上の問題が明白となった。金属労協は、特定（産業別）最低賃金制度全体を揺るがしかねない由々しき問題と受け止め、特定（産業別）最低賃金の本来の趣旨である「当該産業労使のイニシアティブ発揮」によって必要性の判断がなされるよう、地域の取り組みを強化しつつ、連合と連携して対応を進めることとする。

以上